

## 「非正規労働者処遇改善事業」

沖縄県商工労働部労働政策課が主体する、専門家派遣（社会保険労務士）を活用し、非正規労働者等従業員の改善に取り組みました。

職場環境の改善に取り組んだ事業所を紹介する事例広報に掲載されました。



### interview

#### 有限会社 大地測量設計

【所在地】那覇市

【業種】その他のサービス業

【事業内容】各種測量業務、管理台帳図作成、土地の登記調査、磁気探査、デジタルマッピング、土木設計、開発申請

【従業員数】15人(うち非正規5人)



【課題】  
PROBLEM

## ネットで調べたひな形をベースにした就業規則 細かく見直した方が良く、社労士から指導

ネットで調べた就業規則のひな形をベースに、自分たちが必要な文言を追加して作ったものがありました。助成金を活用したいと思い、社労士の方に相談したところ、もっと細かく就業規則を見直した方が良くとご指導いただきました。



【取り組み】  
ATTACK

## 繁忙の差に対応する賃金形態のあり方を検討 経費を抑えながら、気持ちよく働ける規程に

以前の就業規則を作ってから何度か法改正があったので、法令に合わせて項目や文言を追加していきました。

一番大きく変わったのは、賃金と休日についてです。これまで残業手当は基本給に加えていましたが、きちんと分けて計算することにしました。休みは、週休二日が基本ですが、これまで、繁忙期には休日手当を付けて休日出勤してもらっていました。これを年間を通して調整することにし、繁忙期は週休一日、その代わり閑散期に休みを増やすことにしました。繁忙の差を調整することで経費を抑えられ、従業員はきちんと休みが取れるようになって良かったです。休日出勤というより、あらかじめ休みが決められている方が働きやすくなると思います。

ほとんど男性従業員のため、これまで育児休業を利用することがなかったのですが、今後に備え、育児・介護休業規程も見直しました。



【成果】  
RESULT

## 従業員を守るために必要な項目も追加 専門家の指導を受けながら、一つひとつ調整

就業規則を改めて見直すと、専門的な内容やわからない文言が多く、難しかったです。初歩的な内容から質問し、社労士の方に指導を受けながら進めていったので、とても大変でした。賃金の見直しでは、残業や出張の多い人などさまざまで、調整しながら再計算するのに時間もかかりました。

これまで、休日出勤には手当を付ければ良いと思っていたのですが、閑散期に代わりの休みを与えるという考えは全く思いつきもしませんでした。このような改善も必要なのだと驚かされました。

法改正のスピードも速いので、やはり専門家にいろいろ指導をしてもらわないと、自分たちではわからない部分が多かったです。セクハラ問題などもニュースなどで知ってはいたのですが、今まではなかったこういうことまで就業規則に入れていかなくてはならないのかと驚きました。一つひとつ確認しながら必要な項目を追加し、従業員みんなを守ることができるのが一番ですね。

OFFICER

本事業を担当した  
企業担当者・社会保険労務士



代表取締役  
大城 勝広さん



社会保険労務士  
水澤 孝一